

媒介契約の種類

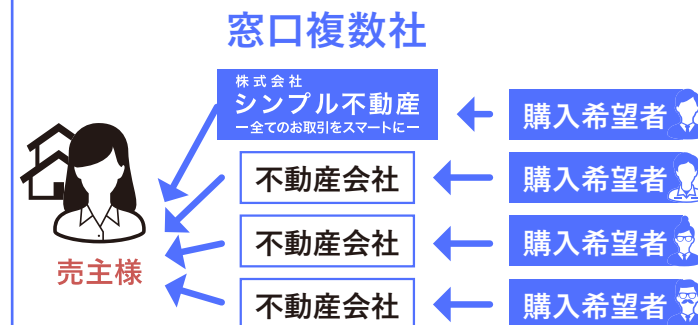
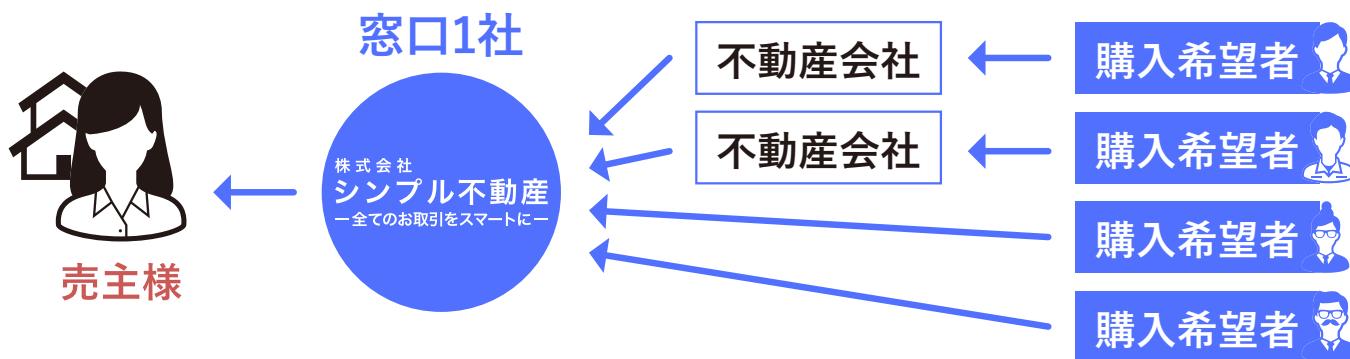
10人中7人はこちらを選ばれております

専属専任媒介契約

お勧め

専任媒介契約

一般媒介契約



売却窓口が1社のみ

→やり取りが一社化される為、管理が楽になります。ネットにて情報は広がるので問題ございません。

売却窓口が複数社可能

→やり取りが複数社になる為、管理は大変になります。ネット上に同一物件がたくさん出ると情報に差が出たりどこに問い合わせすれば良いか迷う方もいらっしゃいます。

媒介契約後「5営業日以内」にレインズ登録

→業法で義務付けられている為、短期間で全国の不動産会社に情報が広がります。

媒介契約後「7営業日以内」にレインズ登録

→業法で義務付けられている為、短期間で全国の不動産会社に情報が広がります。

媒介契約後のレインズ登録は「任意」

→業法で義務付けられていない為、登録しない会社も存在します。※弊社では専任同様、短期間で登録を行います。

レインズ上の販売状況が閲覧可能

→きちんと公開されているか確認が出来るので不安がございません。

レインズ上の販売状況が閲覧不可

→きちんと公開されているか確認が出来ないので不安になる方もいらっしゃいます。

1週間に1回以上の業務報告付

→動きがある時に随時報告も可能です。メール・LINE・電話で行います。

2週間に1回以上の業務報告付

→動きがある時に随時報告も可能です。メール・LINE・電話で行います。

不動産会社に業務報告の義務なし

→報告が全くない会社も存在します。※弊社では最低月1回以上の報告を行っております。

自己発見取引が不可

→親族・知人に直接売却が出来ません。必ず専属の不動産会社を仲介に入れて取引を行わなければなりません。

自己発見取引が可能

→親族・知人に直接売却が可能です。その場合でも不動産会社を入れて書類作成を行うのが一般的です。